

令和 7 年度

岩渕国有林数量調査業務請負

閲覧図書

内訳

- 1 契約書（案）
- 2 入札者注意書
- 3 入札書
- 4 委任状

岡山森林管理署

(案)

岩渕国有林数量調査業務請負契約書

印 紙

1. 数量調査業務（毎木）請負内容

別紙「毎木検知業務請負に関する仕様書」のとおり

2. 場所

岡山県津山市加茂町倉見 岩渕国有林森林整備事業の中間土場

3. 請負予定数量

2, 330 m³

4. 契約金額

円也

（うち消費税及び地方消費税額相当額

円也）

（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規程により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約単価 1 m³当たり

円也

（うち消費税及び地方消費税額相当額

円也）

（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規程により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

6. 契約期間

自 契約締結日の翌日

至 令和7年11月28日

7. 契約保証金

免除

8. 特約事項

別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 岡山県津山市小田中228-1
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準

請負者

契 約 条 件

(総 則)

第1条 請負者は、別紙仕様書に基づきその期限までに検知を行わなければならない。

2 仕様書に明示されないもの又は、疑義があるときは、請負者は発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 請負者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲り渡し若しくは承継させてはならない。

(再請負等の禁止)

第3条 請負者は、検知業務請負を他に委託させ、又は請負わせてはならない。

(検知従事者の資格等)

第4条 検知従事者は、発注者の定める資格要件を備えている者でなければならない。

2 請負者は、発注者の定める書式に基づいて、検知に従事する者について本契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。

3 前項により届け出た者を変更したときは、直ちに発注者に変更届を提出しなければならない。

(業務等の変更又は中止)

第5条 発注者は、必要がある場合には検知業務請負の内容を変更し、又は一時中止の措置をとることができるものとする。

(期限の延長)

第6条 請負者は、その責に帰すことのできない事由により仕様書の期限までに完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の場合においてその理由が正当と認められるときは、承認することができる。

3 請負者の責任に帰すべき事由により仕様書の期限内に完了する見込みのないときは発注者に対して遅滞なく、その理由を付して期限延長の承認を申請しなければならない。

- 4 発注者は、前項の理由がやむを得ないものと認められるときは、期限の延長を承認し、その旨請負者に通知しなければならない。

(検査への協力)

第7条 請負者は、発注者が任命した検査職員の検査に際し、指示に協力しなければならない。

(検知完了届の提出及び確認)

第8条 請負者は、検知が完了したものについて、発注者の定める部分完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は、発注者の指定する職員（以下「職員」という。）は、請負者から前項に定める検知部分完了届を受領したときは、請負者又は検知従事者立会いの上、関係書類に基づき検知結果について確認しなければならない。
ただし、自動選別機においては、2回目の部分完了届以降は検知結果及び運搬記録写真により確認できるものとする。

(検知業務請負代金の計算方法)

第9条 検知業務請負代金は、前条に基づいて発注者又は職員が確認した数量に、本契約書の頭書に掲げる単価を乗じて決定するものとする。

- 2 契約単価は、頭書の予定数量に増減があっても、契約単価の変更は行わないものとする。

(検知業務請負代金の支払)

第10条 請負者は、第9条第1項により確定した検知業務請負代金を、所定の手続きによって発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に請負者に支払わなければならない。
- 3 発注者が前項の支払期間内に検知業務請負代金を支払わないときは、期間満了の日の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として請負者に支払うものとする。
ただし、100円未満の場合は支払いを要しないものとする。

(発注者の契約解除権)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。この場合、請負者はこれによって生じた発注者の損害を賠償するものとし、その損害額は発注者と請負者とが協議して定めるものとする。
(1) 請負者の責に帰すべき事由により、第6条の期限内に完了する見込みが

ないと認められたとき。

(2) 請負者に不正行為があったと認められたとき。

(3) 請負者の契約違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項により契約を解除した場合において、検知完了の素材があるときは、発注者は当該部分に対する検知業務請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、本検知物件に係る販売委託契約が解除されたときは、本契約を解除する。この場合、契約解除によって生じた損害があっても、相互にこれを請求しないものとする。

(請負者の契約解除権)

第 12 条 請負者は、次項に該当するときは、この契約を解除することができる。

2 発注者が検知数量を変更したため、検知業務請負予定数量が $2/3$ 以上減少したとき。

3 前 1 項により契約を解除した場合、発注者はこれによって生じた請負者の損害を賠償するものとし、その損害額は、発注者と請負者協議して定めるものとする。

(違約金)

第 13 条 第 6 条第 4 項により、発注者が期間の延長を承認した場合は、請負者は、違約金として仕様書の期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、当該注文に係る検知業務請負代金に対し、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 29 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を発注者に支払うものとする。

2 請負者は、第 11 条第 1 項により発注者から契約を解除されたとき、又は請負者が正当な理由なくして契約を解除したときは、契約期間中の予定請負代金の 10 分の 1 に相当する金額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

3 請負者は、この契約により発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に発注者に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 29 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を延滞金として、併せて発注者に納付しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は請負者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 第11条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は、請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（請負者の損害賠償義務）

第14条 請負者は、素材の検知において故意又は過失により発注者の所有に属する素材に、き損等の損害が生じた場合は、請負者はその損害額を賠償しなければならない。

ただし、善良な管理者の注意を怠らなかった場合はこの限りでない。

2 請負者又は、検知従事者の行った検知において、請負者又は検知従事者の故意又は過失により国に損害を与えた場合は、請負者はその損害額を賠償しなければならない。

3 請負者が故意又は過失により第17条に定める支給物品及び貸与物品に滅失又は損傷を与えたときは、請負者はその損害額を賠償しなければならない。

4 前三項の損害額は、発注者の算定により決定するものとする。

（債権債務の相殺）

第15条 本契約に基づき、請負者が納付すべき違約金及び損害賠償金は、発注者が支払う金額と相殺することができる。

（使用器具の認定）

第16条 請負者が使用する計測器具は、発注者の認定を受けた後、使用しなければならない。

（支給物品及び貸与物品）

第17条 発注者が検知のため、支給又は貸与する物品は別紙の明細書のとおりとする。

2 請負者は、支給物品及び貸与物品を受領したときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 請負者は、支給物品及び貸与物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 請負者は、本契約の完了又は変更若しくは解除に際し、不用となった支給物品及び貸与物品を発注者の指示に従い、その指定する時期及び場所において、発注者に返戻しなければならない。

(安全衛生)

第18条 請負者は、業務の施行に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と請負者協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約について、紛争を生じたときは、第三者の斡旋により速やかに解決するものとする。

2 前項に定める第三者については、発注者と請負者協議して選定するものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 請負者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 請負者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を請負人としなことを確約する。

(損害賠償)

第4条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 請負者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 請負者は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

素材検知業務従事者届

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

受託人
住所
氏名

令和 7 年 月 日付け請負契約に係る素材検知業務の従事者を契約条件第 4 条に基づき届け出します。

記

氏 名	生年月日	住 所

別紙

支給物品等明細書

[illegible]

(第 回部分) 完了届

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 山崎 準 殿

請負人

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付け検知業務請負契約について、令和 7 年 月 日
下記のとおり（第 回部分）完了しましたのでお届けします。

記

場 所	数 量		備 考
		m ³	

毎木検知業務請負に関する仕様書

1 素材の毎木検知業務請負は、この仕様書により行うものとする。

2 毎木検知業務従事者

発注者は毎木の検知業務従事者が不適當であると認めたときは、その交替を請負者に請求することができるものとする。

3 素材検知

(1) 素材検知は発注者の指定した素材について行うものとする。

(2) 検知業務従事者は「素材の日本農林規格」に基づき、素材の樹種・長径級・材質を測定記録し、長径級・材質区分について表示するものとする。

(3) 材質区分は、別紙1により行うものとする。

(4) 記録は発注者の指定した様式により桤毎に記録し、材積計算するものとする。

(5) 表示は次により行うものとする。

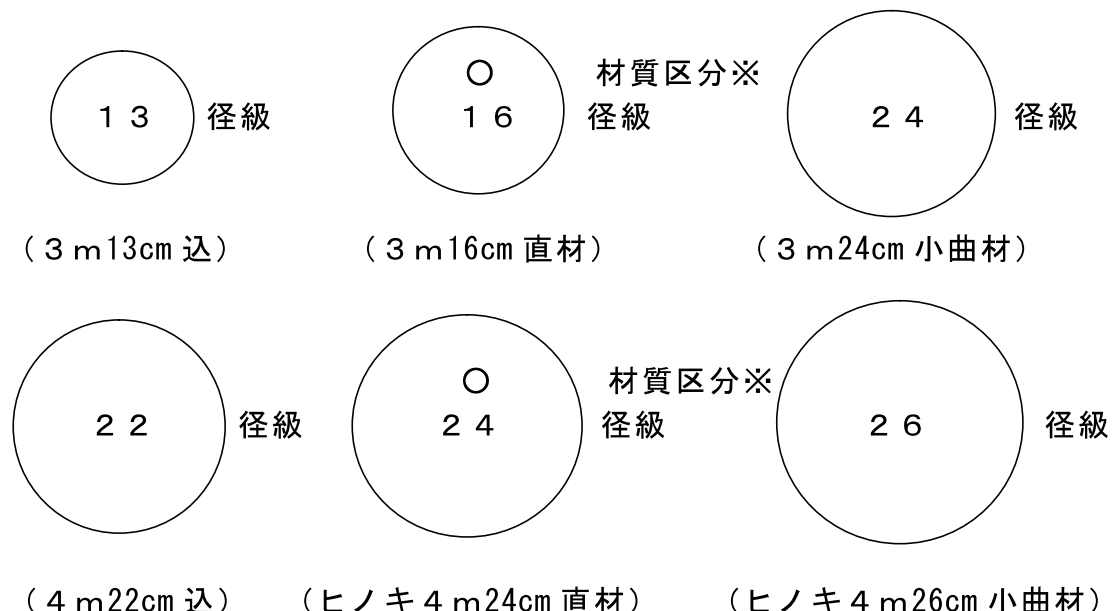
ア 長級表示……………不要とする。

イ 径級表示……………全量とする。

ウ 材質区分表示…全量とする。

ただし、別紙1の「込」及び「小曲材」に該当する材、「システム販売材」については、表示を省略するものとする。

エ 表示区分……………次の表示例によるものとする。



※ 材質区分の「直材」については、末木口に○印を表示するものとする。

(6) 計測器具は発注者の検査済のものを使用するものとする。

(7) 検知結果は桤完成毎、概算売払いにあってはトラック1車毎、発注者に通知するものとする。

(8) 検知野帳に検知従事者、検算者を記入するものとする。

4 検知期限

請負者は、素材検知を発注者の指定する場所において、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示により、速やかに行うものとする。

5 この仕様書に示されていない事項については、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示によるものとする。